

「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成12年施行、法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力事業者防災業務計画を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおりお知らせいたします。

1. 修正の要旨

項 目	概 要
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> • 発電所における緊急時対策所および対策所が使用できない場合の代替指揮所の整備、運用について記載。 • 非常用電源、通信設備等の基本仕様について記載。
原子力施設事態即応センター	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力施設事態即応センター（本店対策本部室）の整備、運用について記載。 • 非常用電源、通信設備等の基本仕様について記載。
原子力事業所災害対策支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> • 発電所の災害対策を支援するため発電所外に設置する支援拠点の選定、防災関連資機材等について記載。
原子力緊急事態支援組織	<ul style="list-style-type: none"> • 支援組織との連携および支援組織が保有する資機材等について記載。
国の統合原子力防災ネットワークへの接続	<ul style="list-style-type: none"> • 国が整備する統合原子力防災ネットワークへの接続およびこれに接続する通信設備（テレビ会議システム、非常用通信機器、プラントパラメータ等の伝送システム）の整備、運用について記載。
自治体との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 野辺地町への通報連絡について記載。 • <u>警戒事象（東通村で震度5弱以上の地震、青森県で震度6弱以上の地震または大津波警報の発令など）発生時の通報連絡について追加。</u> • <u>関係自治体からの連絡要員等派遣要請への対応を明確化。</u>
原子力防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> • シビアアクシデントを想定した訓練の実施、結果の報告および公表について記載。

※1 上記内容のほかに、法令の改正等に伴う組織名称の変更や表現の適正化など、記載内容の一部を追加・修正している。

※2 下線部は平成25年1月7日の自治体への協議申し入れ後の主な追加内容。（本内容を追加した修正案の補正版を2月26日に関係自治体に提出）

2. 修正年月日（届出年月日）

平成25年3月18日（平成25年3月18日）